

2016年
賃金確定
大綱妥結

県勧告完全実施、3月差額支給

(25歳事務職で約4万円)

- ◆給料表引上げ(200円~1,300円)
- ◆地域手当11.5%⇒11.6%(2016年度)⇒11.8%(2017年度)
- ◆一時金0.1月増(年間4.2月⇒4.3月)

- 配偶者扶養手当削減幅圧縮
- 勤勉手当格差拡大阻止
- 総労働時間短縮・不払残業解消に向けた方策と検証の確認
- 非常勤職員の療養休暇の有給化
- 育児休業取得2回目から退職手当期間除算率の改善
- 児童相談所一時保護所などの調整額改善

越年交渉となった2016県労連賃金確定闘争は、最終の山場となった2017年1月20日午前10時から断続的に賃金専門小委員会交渉、幹事団交渉、三役交渉を行いました。

午前中行われた幹事団交渉では、冒頭、賃金専門小委員会で整理された「調整額の月額特殊勤務手当化」「再任用職員の人事評価勤勉手当反映(2017年12月実施)」課題について確認、続いて17日までの幹事団交渉で残された「県人事委員会勧告完全実施」「配偶者扶養手当削減幅圧縮(前回までの提案は現行14,800円を7,000円に削減)」「非常勤の療養休暇の有給化」など県労連賃金確定要求の前進について県労連事務局長が提起し、労務担当局長に最終日としての回答を求めました。

労務担当局長は「勧告は労働基本権の代償措置であり尊重しなくてはいけないと考えている。前回(17日)交渉では本日(20日)午前中の交渉で回答するとしたが(来年度予算の財源確保としての)地方交付税がまだ判明しておらず判断できない。いたずらに伸ばしているわけではない。」と回答。最終日になっても県人事委員会勧告の完全実施の回答を示さず、その他の課題についても「悩ましい問題」とするだけで明確な回答がないまま、午後1時近くに幹事団交渉を終えました。

この回答を受け幹事会として、勧告完全実施を含め、すでに絞られた要求課題の実現なくして今期の交渉は終えられないと確認。事務折衝を経て再度、午後3時50分過ぎから幹事団交渉に入り、労務担当局長から「非常勤職員の療養休暇について(現在無給)10日のうち2日を有給とする。基本賃金について地方交付税額の見通しが固まったなかで総合的に判断したい。」との回答を受け、三役交渉に入りました。最終回答も含め、要求の到達点は裏面のとおりです。回答を受け、県労連幹事会として大綱妥結を構成各組合に提起したところ、すべての組合が批准を確認し、午後8時33分、当局との間で妥結を確認しました。

**要求前進(3月の差額支給など)は職場組合員の団結の力
引き続き、組合の大きな団結の力で
労働時間短縮・不払残業解消、福祉施設等職場改善を勝ち取ろう。**



県人事委員会勧告を遡及して完全実施させるとともに配偶者の扶養手当も水準的にはすでに妥結している都道府県の中では高水準になるなど、昨年夏の県人事委員会に向けた署名行動から始まった2016賃金確定闘争は、職場からの組合員・職員の団結の力で「3月の差額支給」という目に見える成果を獲得するものとなりました。

一方で、調整額の見直しと月額特殊勤務手当化は、月額ベースでは引きあがったとはいえ、職務の困難性特殊性を給与として反映するしくみ(退職手当反映)が無くなった点では課題を残すものとなりました。

県職労は、今期の県労連賃金確定闘争で確認された「総労働時間短縮・不払残業解消策の具体化と検証」「福祉施設等の困難職場における予算確保」について、引き続き県職労基本要要求交渉、春闘要求交渉の中で、その実現を求めていきます。

1・24県労連統一行動(ストライキ)は中止

要求・課題	妥結概要																																																																																														
月例給	○給料表について、人事委員会勧告どおり200円～1,300円引上げ。平成28年4月1日から適用する措置を講じる																																																																																														
一時金	○勤勉手当については、支給率を0.10月引き上げることとし、平成28年12月1日から適用する措置を講じる。 ○なお、平成28年度については、12月期の支給率を0.90月（再任用職員にあっては0.425月）とする。 ○また、平成29年度以降の勤勉手当の支給率は、6月期及び12月期それぞれ0.85月（再任用職員にあっては0.40月）とする措置を講じる。 ○任期付研究員及び特定任期付職員にあっては、平成28年度は12月期の期末手当を1.675月とし、平成29年度以降は6月期及び12月期それぞれ1.625月とする措置を講じる。																																																																																														
勤勉手当の成績率	○勤勉手当の成績率については、別表1のとおり（ただし平成28年12月期については、別表2のとおり） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">別表1（2017年度から適用）</th> <th colspan="3">別表2（2016年12月期）</th> </tr> <tr> <th>勤務成績に応じた区分</th> <th>現行</th> <th>改訂</th> <th>勤務成績に応じた区分</th> <th>現行</th> <th>改訂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特に優秀</td> <td>92.5/100</td> <td>97.5/100</td> <td>特に優秀</td> <td>92.5/100</td> <td>102.5/100</td> </tr> <tr> <td>優秀</td> <td>85.5/100</td> <td>90.5/100</td> <td>優秀</td> <td>85.5/100</td> <td>95.5/100</td> </tr> <tr> <td>良好</td> <td>78.5/100</td> <td>83.5/100</td> <td>良好</td> <td>78.5/100</td> <td>88.5/100</td> </tr> <tr> <td>良好でない</td> <td>73.5/100</td> <td>78.5/100</td> <td>良好でない</td> <td>73.5/100</td> <td>83.5/100</td> </tr> </tbody> </table>	別表1（2017年度から適用）			別表2（2016年12月期）			勤務成績に応じた区分	現行	改訂	勤務成績に応じた区分	現行	改訂	特に優秀	92.5/100	97.5/100	特に優秀	92.5/100	102.5/100	優秀	85.5/100	90.5/100	優秀	85.5/100	95.5/100	良好	78.5/100	83.5/100	良好	78.5/100	88.5/100	良好でない	73.5/100	78.5/100	良好でない	73.5/100	83.5/100																																																										
別表1（2017年度から適用）			別表2（2016年12月期）																																																																																												
勤務成績に応じた区分	現行	改訂	勤務成績に応じた区分	現行	改訂																																																																																										
特に優秀	92.5/100	97.5/100	特に優秀	92.5/100	102.5/100																																																																																										
優秀	85.5/100	90.5/100	優秀	85.5/100	95.5/100																																																																																										
良好	78.5/100	83.5/100	良好	78.5/100	88.5/100																																																																																										
良好でない	73.5/100	78.5/100	良好でない	73.5/100	83.5/100																																																																																										
地域手当	○平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における地域手当の支給率については、11.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給率については、11.8%。																																																																																														
総労働時間の短縮	○以下の具体的な取り組みの中、引き続き話し合っていく。 (1) 3つの基本取り組みの徹底 ①21時以降の残業禁止 ②ノー残業デーの遵守 ③事前命令の徹底 ※パソコンのログ管理で在庁時間を管理。在庁時間情報を確認し、業務分担に偏りがないよう、協力体制の構築、業務分担の見直し。8時30分前に出勤して行う業務も「残業」と認識。 (2) 内部調整・調査の見直し ①ヒアリングは17時まで ②急ぎの照会は前日の午前中まで ③定数管理とは別枠で人員増。 (3) 各局、各所属の取り組みの発信、共有、実践、検証 ①時間外短縮に向け、PDCAを着実に回す ②年度内に局長会議を実施 ③時間外勤務月80時間超の解消																																																																																														
扶養手当の見直し 右表のとおり 平成29年4月1日 から実施	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>2017 (H29)</th> <th>2018 (H30)</th> <th>2019 (H31)</th> <th>2020 (H32)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">配偶者</td> <td>行(一)7級以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行(一)8級</td> <td>14,800</td> <td>11,100</td> <td>7,400</td> <td>3,700</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行(一)9級以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,700</td> <td>支給なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">子</td> <td>配偶者がいない場合このうち1人</td> <td>12,500</td> <td>13,900</td> <td>15,200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養でない配偶者がいる場合このうち1人</td> <td>7,800</td> <td>9,000</td> <td>10,200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の子 1人目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>” 2人目</td> <td>7,000</td> <td>8,600</td> <td>11,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>” 3人目</td> <td></td> <td></td> <td>12,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定期間の子(加算額)</td> <td>7,000</td> <td>7,000</td> <td>7,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">父母等</td> <td>配偶者がいない場合このうち1人</td> <td>12,500</td> <td>9,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養でない配偶者がいる場合このうち1人</td> <td>7,800</td> <td>7,400</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の扶養親族(行(一)7級以下)</td> <td></td> <td></td> <td>7,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>” (行(一)8級)</td> <td>7,000</td> <td>7,000</td> <td></td> <td>3,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>” (行(一)9級以上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3,500</td> <td>支給なし</td> </tr> </tbody> </table>			現行	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	配偶者	行(一)7級以下						行(一)8級	14,800	11,100	7,400	3,700		行(一)9級以上				3,700	支給なし	子	配偶者がいない場合このうち1人	12,500	13,900	15,200			扶養でない配偶者がいる場合このうち1人	7,800	9,000	10,200			上記以外の子 1人目						” 2人目	7,000	8,600	11,000			” 3人目			12,000			特定期間の子(加算額)	7,000	7,000	7,000			父母等	配偶者がいない場合このうち1人	12,500	9,800				扶養でない配偶者がいる場合このうち1人	7,800	7,400				上記以外の扶養親族(行(一)7級以下)			7,000			” (行(一)8級)	7,000	7,000		3,500		” (行(一)9級以上)				3,500	支給なし
		現行	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)																																																																																									
配偶者	行(一)7級以下																																																																																														
	行(一)8級	14,800	11,100	7,400	3,700																																																																																										
	行(一)9級以上				3,700	支給なし																																																																																									
子	配偶者がいない場合このうち1人	12,500	13,900	15,200																																																																																											
	扶養でない配偶者がいる場合このうち1人	7,800	9,000	10,200																																																																																											
	上記以外の子 1人目																																																																																														
	” 2人目	7,000	8,600	11,000																																																																																											
	” 3人目			12,000																																																																																											
	特定期間の子(加算額)	7,000	7,000	7,000																																																																																											
父母等	配偶者がいない場合このうち1人	12,500	9,800																																																																																												
	扶養でない配偶者がいる場合このうち1人	7,800	7,400																																																																																												
	上記以外の扶養親族(行(一)7級以下)			7,000																																																																																											
	” (行(一)8級)	7,000	7,000		3,500																																																																																										
	” (行(一)9級以上)				3,500	支給なし																																																																																									
調整額の特殊勤務手当化	○支給方法を見直し月額(一部日額)特殊勤務手当化。退職時の職で退職金に大きな差ができることを改善する。 ○支給方法見直しで生じる財源を使い困難性特殊性が増加している職に手当するとともに、幅広く福祉分野等の県行政の充実に充てていく。 ○年収ベースでは従来の支給額よりプラスになるようにする。																																																																																														
不妊治療の休暇制度化	○不妊治療は現行の療養休暇や年休で対応可能。新設することは考えていない。																																																																																														
臨任・非常勤職員の療養休暇の有給化	○非常勤職員の療養休暇（無給）10日のうち2日を有給とする。 ○臨任職員の療養休暇（有給3日）の拡大は、3日で不足しているか検討する。今期は実施しない。																																																																																														
育児・介護休業法の改正に伴う仕事と家庭の両立支援策改善	○介護に関して ・介護休暇の3回まで分割取得可能（6か月の範囲内、臨任・再任用職員は93日以内） ・介護休暇の祖父母、孫、兄弟姉妹について同居要件廃止 ・介護時間の新設（1日2時間以内、30分単位） ・介護を行う職員の超過勤務の免除の新設 ○育児に関して ・育児休業の対象となる子の範囲拡大（特別養子縁組の監護期間中の子など） ○非常勤職員について ・育児休業取得要件、介護休暇取得要件の緩和 																																																																																														
配偶者同行休業制度	○休業期間について、現行1回延長可のところ、当初の期間と合わせて3年の範囲内で、2回まで延長可とする。																																																																																														
育児休業の処遇改善	○育児休業に係る退職手当の除算率について、2回目以降の取得について緩和する。 1歳まで6分の1除算（現行は4分の1）、3歳まで4分の1除算（現行2分の1）																																																																																														